

大和郡山市職員の定年延長に関する例規整備に伴う事前調査業務委託仕様書

1 業務の目的

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正後の地方公務員法」という。)により、令和5年度において60歳に到達する職員から段階的に引き上げられる定年について、改正後の地方公務員法に基づく新たな制度への適正な移行をスムーズに実施するため、必要な例規の整備を行うための事前準備及び調査を行うことを目的とする。

2 履行期間

大和郡山市職員の定年延長に関する例規整備の実施期間は、令和3年度から令和4年度までの2年間であるが、本業務の履行期間については、契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

3 業務の実施体制

本業務を実施するにあたり、以下の体制を有すること。

- (1) 関西圏に事業所等の業務実施拠点を持ち、当該拠点に本業務を主体とした業務責任者を配置していること。
- (2) 当市に対する担当者を配置し、訪問及びオンラインによる Web 会議システムを用いた面談対応が可能であること。

4 業務の内容

年度	業務内容
令和3年度	(1) 例規整備に伴う事前調査業務 ○調査着手の時点で既存の例規(例規に登載する本庁以外の一部事務組合、広域連合等その他の関係団体に係るものを除く。)中に存在する改正後の地方公務員法により影響がある例規の洗い出し。(定年に関する規定、再任用に関する規定、給与に関する規定、役職に伴う事務権限に関する規定、職名に関する規定、退職手当に関する規定等検討を要する事項を定めている規定の洗い出し。ただし、過去の改正漏れに関する事項その他の定年延長に関係しないもの及び政策判断に基づくものを除く。) (2) 制度移行のための相談 ○検討事項の調査・整理(顧客ヒアリング調査)の実施 ○人事担当者からの相談への対応・アドバイス ○制度検討を要する事項について、解釈の指針となる制度検討マニュアルの提供 ○庁内において制度説明会を人事担当者が行う際、制度概要を説明した動画を利用できるようにパッケージ化して提供(契約期間中、動画の視聴回数及びアクセス上限について制限を設けないこと。)

令和4年度 (予定)	<p>(1) 例規整備支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洗い出した例規に対する改正案の見え消し案及び改正事項を整理した一覧を提供する。 ○見え消し案において改正を確定した後、当該例規の改正案を成文化(改正文案以外に新旧対照表を提供)して提供する。 ○役職定年制度に伴う任用特例等に関する条例案、定年前再任用短時間勤務職員制度の導入に伴う条例案その他必要となる例規の新規制定案(モデル案による提示) <p>(2) 制度移行のための相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人事担当者からの相談への対応・アドバイス
委託期間中	<p>情報提供</p> <p>(1) 例規整備や先進自治体の事例提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改正後の地方公務員法に関する職員の定年延長制度導入及び同制度移行に向けた例規整備を進める上で必要となる情報(例規改正の考え方や全国の自治体からの照会事項を一覧化したもの等)及び参考事例を適宜提供すること。 <p>(2) 地方公務員法制度全体の法解説情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公務員法や労働基準法等、地方公務員に関連する法制度について、根拠法令・通知・行政実例、判例(要旨)及び逐条解説情報を適宜提供すること。

5 成果品

年度	成果品
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ○制度検討マニュアル ○例規整備チェックシート ○検討事項ヒアリング調査シート ○影響のある例規の洗い出しリスト ○庁内説明会用研修動画パッケージ ○国からの各種資料
令和4年度 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ○既存例規における改廃検討用の見え消し案及び整理リスト ○見え消し案確定後の例規改正文案(例規ごとの納品とし、改正文案以外に新旧対照表を提供) ○新規制定が必要と思われる条例及び規則のモデル案(各案の立案は原則として1回とし、配字、フォント、数字等の全角半角その他のレイアウトは、受託者の標準仕様とする。)

以上の成果品は、原則としてメールによる提供とし、条文等のデータの加工が可能な形式での納品とする。この場合において、委託者及び受託者双方の協議により、委託の期間内において作業上納品されたものは、当該メールでの受領をもって納品があったものとみなすことができる。